

令和3年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和3年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和3年7月29日(木) 午後4時～午後4時30分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	(委員) 松岡会長 檜垣委員 大杉委員 大槻委員 能瀬委員 村中委員 吉田委員 (事務局) 大下副部長 次郎内副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (実施機関) 人権環境部 ごみ減量推進課 勝浦係長 岩寄主任 (傍聴者) 3名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>答申第27号(不法投棄監視カメラでの撮影による個人情報の収集)の訂正について</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、答申第27号(不法投棄監視カメラでの撮影による個人情報の収集)の訂正についての資料の説明を行った。</p> <p>3 答申第27号(不法投棄監視カメラでの撮影による個人情報の収集)の訂正について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) 前回、令和3年度第1回審議会において、不法投棄監視カメラの答申と要項とで差異があり、今後、どうするか事務局に確認してもらった。確認してもらったところ、答申の審議の場において、「等」を付けるか付けないか議論になった。資料17ページに記載のとおり、委員の1人が「等」を付ける発言をして答申が確定した。審議の途中まで「等」を付けないという流れになり、はっきりしなかったのが原因であると思われる。今回の件は、単なる誤記修正でもないため、審議会を開かなければならないと判断した。審議会を開いた理由は、もう1つあって、昨年度から今年度にかけて委員が2名変わったためである。なにを議論していたのか共通認識しておこうと思い、審議会を開いた。本件について、なにか質問はあるか。</p> <p>(委員) 答申の内容と要項の差異については、資料19ページのとおり、廃棄物処理法第16条より定義を狭めた内容で改正し、納得した。不法投棄監視カメラについては、諮問された際に、「等」が議論されたのは2つある。1つは、不法投</p>	

棄等監視カメラの「等」を取るか取らないかの議論をしており、それは取るということになった。もう1つは、不法投棄の定義が、廃棄物処理法第16条より、さらに狭めて必要なものにした方がよいのではないかという議論になった。「廃家電及び事業活動に伴って生じた廃棄物を不法に投棄する行為」では問題があるということで、「廃家電及び事業活動に伴って生じた廃棄物等を不法に投棄する行為」となり、「等」を付ける形で最終的に答申を確定した。

(委員) 不法投棄の定義は、廃棄物処理法第16条より狭めているという理解でよいのか。

(事務局) そうである。

(委員) 狭めた主旨はなにか。

(事務局) 廃棄物処理法第16条では、たばこのポイ捨てなど軽微なものも含まれるため、本来の目的の内容に狭めたものである。

(委員) 生活全般の監視になってしまうおそれがあり、できるだけ限定したものである。

(委員) 資料15ページに定義を厳格にすべきと書いてある。

(会長) よろしいか、他に質問はあるか。なければ、以上で終了とする。

#### 4 その他連絡事項について

前回、令和3年度第1回審議会において審議した、宇治市消防本部災害現場記録用カメラのデータの管理及び運用における個人情報の取扱いについて、答申は確定したが、審議時に指摘されたものについて、要項案を送付したところ、委員から意見があったため、改めて修正したものを送付すること、及び次回の審議会は未定であることを、事務局から報告した。

#### 5 閉会

(会長署名)